

蒲郡市小規模企業等振興資金に係る信用保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者の健全な育成と産業の振興のため、保証料の負担を軽減するもので、愛知県信用保証協会の保証付きで、蒲郡市の融資制度の適用を受けた者に係る信用保証料（以下「保証料」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「交付規則」という。）及び蒲郡市信用保証料等補助金の交付手続の特例に関する規則（平成8年蒲郡市規則第22号。以下「特例規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、蒲郡市小規模企業等振興資金の融資制度の適用を受けた者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、融資額の上限は750万円とする。

- (1) 個人事業者 蒲郡市内に居住し、市内に事業所を有する者
- (2) 法人事業者 蒲郡市内に本社（本店）を有し、市内に事業所を有する者
- (3) 組 合 蒲郡市内に主たる事務所を有し、市内で事業活動をしている者

2 前項の規定にかかわらず、市税滞納者については補助の対象外とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、保証料の100分の50に相当する額（円未満の端数を切り捨てた額）とする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市小規模企業等振興資金信用保証料補助金交付申請書（第1号様式）に取扱金融機関の信用保証料支払証明書（第2号様式）、信用保証書の写し、信用保証決定のお知らせの写し、納税状況調査のための代理権授与通知書（第3号様式）及びその他市長が必要と認める書類を添えて、融資実行日より起算して30日以内に市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、交付規則第5条の規定に基づき、交付決定を行い、信用保証料補助金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者

に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第6条 前条の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、蒲郡市小規模企業等振興資金信用保証料補助金交付請求書（第5号様式）により補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助の除外)

第7条 当該融資制度の運用により認められた既往債務の返済猶予に係る保証料については、補助しないものとする。

2 保証料を分割納入する場合、2回目以降の保証料は補助しないものとする。

(交付決定の取消等)

第8条 市長は、この要綱の適正な運用を図るため、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 補助事業者が、補助金の算定の根拠とした融資の繰上償還をし、協会から信用保証料の返戻を受けた場合であって、当該返戻を受けた額が、当初支払った信用保証料の額から補助金の額を差し引いた額を上回るとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、特例規則の施行の日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

2 改正後の蒲郡市商工業振興資金等に係る信用保証料補助金交付要綱の規定は、平成11年4月1日以後に市で受付したものから適用し、同日前に受付したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の蒲郡市商工業振興資金等に係る信用保証料補助金交付要綱の規定は、平成13年4月1日以後に市で受付したのから適用し、同日前に受付したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 改正後の蒲郡市商工業振興資金等に係る信用保証料補助金交付要綱の規定は、平成13年7月1日以後に市で受付したのから適用し、同日前に受付したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年11月14日から施行する。
- 2 改正後の蒲郡市商工業振興資金等に係る信用保証料補助金交付要綱の規定は、平成20年11月14日以後に市で受付したのから適用し、同日前に受付したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。
- 2 改正後の蒲郡市商工業振興資金に係る信用保証料補助金交付要綱の規定は、平成23年9月1日以後に借り入れた資金に係る保証料に対する補助について適用し、同日前に借り入れた資金に係る保証料に対する補助については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

蒲郡市小規模企業等振興資金信用保証料補助金交付申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所又は
所在地.....

氏名又は
法人名・代表者名.....

電話番号.....

下記のとおり、愛知県信用保証協会の保証を得て金融機関より融資を受け、第1回信用保証料の支払が完了しましたので保証料補助金の交付申請をします。

なお、この補助金に係る融資を繰上償還した場合において、保証料が返戻され、蒲郡市小規模企業等振興資金に係る信用保証料補助金交付要綱第8条第3号の規定に該当するときは、補助金の一部を返還します。

保証決定日	年 月 日
融資実行日	年 月 日
保証料支払日	年 月 日
融資金額	融資金額 <u>A</u> 円
	借換え分金額 <u>B</u> 円
	新規借入金額 <u>A - B</u> 円
保証料額	<u>C</u> 円（第1回目の支払額）※借換え分を除く
補助金交付申請額	円

第2号様式（第4条関係）

信用保証料支払証明書

上記申請者が第1回信用保証料の支払を完了したことを証明します。

年 月 日

金融機関名



代理権授与通知書

< 信用保証料補助用 >

年 月 日

蒲郡市長 様

住所又は

所在地

.....

氏名又は

法人名・代表者名

.....

生年月日又は

設立年月日

年

月

日

.....

電話番号

.....

私は次の者を代理人と定め、下記の委任事項に関する権限を授与しましたので通知します。

代理人	所 属 職 名	
	氏 名	
	生年月日	
委 任 事 項		

※ この通知書はかならず授与者本人が記載してください。

第4号様式（第5条関係）

蒲商第 号

信用保証料補助金交付決定通知書

（申請者）

住 所

氏 名

年 月 日付けにて申請のありました蒲郡市小規模企業等振興

資金に係る信用保証料補助金については、下記のとおり交付することを決定します。

年 月 日

蒲郡市長

記

交付決定金額 金 円

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

住所又は

所在地.....

氏名又は

法人名・代表者名.....

電話番号.....

蒲郡市小規模企業等振興資金信用保証料補助金交付請求書

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定を受けた蒲郡市小規模
企業等振興資金信用保証料補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

振 込 先 口 座 名	
フリガナ 口座名義人	
金融機関名	銀行 信用金庫 店 農協 信用組合 所
口座番号	当座・普通（ ）